

令和3年度から

松本地域の防火管理講習が変わります！



どう変わるの？ Q & A



Q 1. 実施機関に変更はあるの？

A 1. これまで松本地域の防火管理団体※が実施していた防火管理講習は、令和3年度から「**(一財) 日本防火・防災協会**」が実施することとなります。

※松本広域防火管理連合会、松本市防火管理協会、塩尻市防火管理協会、安曇野市・東筑防火管理者協議会

Q 2. 「(一財) 日本防火・防災協会」って？

A 2. 総務大臣登録講習機関であり、全国45都道府県で年間約700回の講習会を開催し、毎年全国の防火・防災管理修了者の3分の1に当たる約7万名の防火・防災管理者を育成しています。

講習内容は高く評価されており、県内では長野市でも講習会を開催しています。

Q 3. (一財) 日本防火・防災協会が開催すると、どんなメリットがあるの？

A 3. 次のような多くのメリットがあります。

- ① インターネット又はFAXによる申込みが可能になります。
- ② 松本地域以外に在住・在勤の方でも受講することが可能になります。
- ③ 講習会の内容や使用する教材の質が向上します。
- ④ 受講料は事前の払込みとなるため、受講受付がスムーズになります。
- ⑤ 「防災管理講習」「甲乙同時防火管理講習」等も新たに開催します。

Q 4. 受講料に変更はあるの？

A 4. 講習自体が外部開催となるため、次の変更があります。

- ① 松本地域の防火管理団体加入事業所（会員）に対して適用していた受講料の減免は、令和3年度以降適用されなくなり一律料金となります。
- ② 専門資料費、会場設備費、その他事務費等が必要となるため増額となります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

例1：甲種防火管理新規講習（一般） 6,000円から8,000円に

例2：甲種防火管理新規講習（会員） 4,000円から8,000円に

Q 5. 申込方法や受講料の払込方法は？

A 5. 本年12月以降、松本広域消防局ホームページなどで詳しくご案内いたします。

(一財) 日本防火・防災協会のホームページもご覧ください。

⇒ https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html

